

事例番号:300136

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 34 週 2 日

21:30 頃- 下腹部痛が出現

妊娠 34 週 3 日

1:35 下腹部の痛みが出現し受診

顔面蒼白、末梢冷感あり、口唇チアノーゼあり、血圧測定不能

超音波断層法で胎児心拍数 40-60 拍/分

1:45 手術室入室、収縮期血圧 70mmHg、脈拍数 116 回/分、ドップラ法で

胎児心拍数 70 拍/分

血液検査でヘモグロビン 8.3g/dL

1:53 胎児心拍数 70 拍/分

1:59 入院

4) 分娩経過

妊娠 34 週 3 日

2:08 胎児機能不全・母体ショックの診断で帝王切開により児娩出

腹腔内に大量の凝血塊を伴う 3000g を超える血液貯留、子宮動

脈断裂

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:34 週 3 日
- (2) 出生時体重:2182g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.595、PCO₂ 136.5mmHg、PO₂ 18.2mmHg、
HCO₃⁻ 13.0mmol/L、BE -27.9mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点
- (5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(チューブ・バッグ)、アトレナリン注射液投与、胸骨
圧迫
- (6) 診断等:
出生当日 低出生体重児、新生児仮死、新生児呼吸不全、新生児痙攣、急性循
環不全、新生児播種性血管内凝固、新生児遅発代謝性アシドーシス
- (7) 頭部画像所見:
生後 24 日 頭部 MRI で多嚢胞性脳軟化症と大脳基底核・視床に信号異常を
認め、低酸素・虚血を呈した状態を示唆する画像所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 3 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、胎児低酸素・酸血症であると考ええる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、妊産婦の子宮動脈断裂に起因する出血性ショックにより、子宮胎盤循環不全を生じたためであると考ええる。
- (3) 子宮動脈断裂の原因は不明である。
- (4) 胎児は、妊娠 34 週 2 日の 21 時 30 分頃より低酸素の状態となった可能性があり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 妊娠 33 週 3 日までの妊娠中の管理は一般的である。
- (2) 妊娠 34 週 0 日の腹痛、破水感での受診した際の対応(破水の検査、経膈超音波、ノンストレス等)は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 34 週 3 日の下腹部痛で受診後の対応(血圧測定、超音波断層法実施)は一般的である。
- (2) 血圧測定不能、超音波断層法で胎児心拍数 40-60 拍/分を認め、胎児機能不全、母体ショックと判断し帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 帝王切開の実施について書面で同意を得たことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 28 分で児を娩出したことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸、アドレナリン注射液投与、胸骨圧迫)、および当該分娩機関 NICU へ入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】 本事例は妊娠 32 週から妊娠 34 週までの胎児心拍陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療養担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

(2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

妊娠中に子宮動脈断裂をきたした事例を集積し、その病態を解明する研究を促進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。